

交流活動における感染症防疫 マニュアル

平成22年8月

社団法人 中央酪農会議

地域交流牧場全国連絡会

はじめに

平成 22 年 4 月 20 日、宮崎県都農町の繁殖牛生産農家において、国内では 10 年ぶりとなる家畜の伝染病「口蹄疫」が発生した。その後、感染は牛から豚に拡大し、発生件数は 292 例、殺処分頭数は約 21 万頭に達した。

こうした中で、国は感染拡大を防止するため、発生農場から半径 10 k m 以内の全ての牛・豚に「ワクチン」を接種し、殺処分することを決定した。この結果、患畜・疑似患畜とあわせて約 29 万頭の家畜が処分されるという我国の畜産史上類をみない大きな災害となった。

このような甚大な被害をもたらした口蹄疫も、関係者による懸命の防疫対策や国による「ワクチン」接種により、ようやく沈静化の方向に向かい、7 月 27 日に家畜の移動・搬出制限措置の解除、8 月 27 日に宮崎県による「終息宣言」が出されたところである。

社団法人中央酪農会議及び地域交流牧場全国連絡会は、牧場などでの消費者交流活動を通じて、酪農の理解醸成を促進する活動を支援・実施してきたが、口蹄疫などの感染症が人や車などを媒介として感染する可能性があることから、今後の消費者交流活動を適切に実施していくため、牧場での日常的な安全衛生対策に加え、交流活動時の防疫対策を盛り込んだマニュアルを作成し、今後の活動に資するものとする。

なお、本マニュアル作成にあたっては、昨年度まで酪農教育ファーム認証審査員として、牧場及びファシリテーターの認証にご指導いただいた千葉県農業共済組合連合会 家畜部保険課長 長谷川隆氏にご協力をいただきました。

I. 本マニュアルの目的について

1. 感染症に対する防疫対策については、従来から、「乳用牛における一般的衛生管理マニュアル」（農水省）や「ふれあい動物施設等における衛生管理に関するガイドライン」（厚労省）などに基づき、取り組んでいるが、今回の感染症拡大の要因として、人や車両などの移動によることも考えられることから、特にその点について注意を喚起することが必要である。
2. 酪農教育ファーム及び消費者との交流活動は、多くの来場者が牧場を訪れることから、他の牧場に比べてより感染の機会が多くなることも意識しておかなければならない。
3. このため、乳牛とのふれあい活動を実施するうえでの防疫対策に重点を置いてマニュアルを作成することとした。

II. 衛生管理の基本的考え方

感染症防疫の基本は、感染の原因となる病原微生物を、「持ち込まない」・「広がせない」・「持ち出さない」の3つである。特に、牧場などでの消費者との交流活動においては、一般の牧場に比較して、外部から侵入する可能性が高いことから、万全な対策に取り組むことが重要である

病原微生物

ウイルス	: 口蹄疫ウイルス、牛ウイルス性下痢・粘膜病ウイルス、牛伝染性鼻気管炎ウイルスなど
細菌	: サルモネラ菌、マイコプラズマ、ヨーネ菌など
原虫	: コクシジウム、クリプトスポリジウムなど
その他	: 真菌、藻類など

III. 具体的な防疫対策

1. 「持ち込まない」＝「外部からの侵入を未然に防止すること」

外部からの病原微生物の持込みをいかにして防ぐかが重要であり、外から牧場に入ってくる「モノ」のうち、病原微生物を持ち込む可能性の高い、牛・人・車両を重点に対策を実施する必要がある。

(1) 乳用牛の対策

- 乳用牛を導入する際は、可能な限り疾病検査を受けることとする。
また、一定期間、別の牛群で飼養し牛の健康を確認する。

- 牧場外で消費者とのふれあい活動を実施した牛を、牛舎に戻す際は、一定期間、既存の牛とは隔離して飼養する。

解説：

乳用牛を導入する際は、生産地及び家畜市場から導入後に一時隔離して健康観察を行う。そして、隔離している間を利用して、感染症（ヨーネ病・サルモネラ症など必要と考える疾病）について検査を受ける。

(2) 外来者対策

交流活動においては、外から牧場を訪れる来場者の対策が重要であることから、牧場や事務所の出入口など、外から訪れる人の目に触れやすい場所に、牧場での守るべき注意事項など表した「ポスター」もしくは「看板を」を設置する。

また、牧場間を移動するようなイベントは極力行わない。

- 外来者に対し、一週間以内に、感染国からの入国及び国内他牧場への立ち入りなどの確認を行い、当該者がいた場合は、特に丁寧な対策を講じる。

解説：

1. 外来者が、感染国から入国したか、あるいは他の牧場に立ち入ったかを確認する必要がある。当該者がいる場合は、特に丁寧な感染防止対策を実施する。
2. 当該者で一週間以内に感染国から入国した方については、極力牧場への入場をお断りする。それ以外の方は、防護服、防護キャップの着用をお願いします。防護服がない場合は、牧場に入る前に、衣類をブラシで払うかまたはクエン酸もしくは酢酸液を散布する。

※海外での口蹄疫発生状況については、農林水産省のホームページ・口蹄疫に関する状況を参照。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

- 牧場受入の際は、専用の長靴もしくはブーツカバーを用意する。それが難しい場合は、牧場の入り口に踏み込み消毒槽などを用意し、靴及び靴底の洗浄と消毒を実施する。

解説：

1. 来場者分の靴や衣類をそろえることが望ましく、これらの長靴・衣類はいつでも快適に使用できるように管理する。特に、長靴は汚れに気付いたら、きれいに洗い、カビが生えないように乾燥・保管する。
2. 長靴の用意ができなければ、ブーツカバーを用意する。また、子ども達に合う衣類を全て用意することは、実際は難しいと思われるので、同等の効果がでるような対策（人体に影響のない消毒など）を行う。

- 踏み込み消毒槽（踏み込みマット）を牧場の出入口に設置し、牧場に入りする人は、必ず靴底を消毒すること。消毒液は汚れていないか、乾いていないかチェックする。

- 消毒液は、汚れたら直ちに交換し、汚れていなくても1日1回の交換を基本とする。

解説：

1. 牧場に出入りする際は、まず、人工芝、玄関マットなどで靴底の汚れをとる。次に、踏み込み消毒槽（踏み込みマット）で靴底の消毒を丁寧に行う。
2. 牧場側は、牧場の出入り口に、靴底の汚れをとる人工芝などと踏み込み消毒槽を設置し、消毒槽の消毒液が汚れていないか、充足されているか確認する。

- 来場者は、牧場への出入り、家畜とのふれあい体験の前後は、手指の洗淨・消毒を徹底する。

解説：

牧場に出入りする際は、手指の洗淨・消毒を徹底する。これは全ての感染症及び食中毒予防の観点からも、最も大事な防疫対策である。石鹼等を用い、丁寧に時間をかけて洗う必要があり、その分効果も上がる。

※具体的な手洗いについては、参考資料を参照。

(3) 車両対策

- 牧場の外に専用駐車場もしくは外来者が駐車可能な場所を確保し、牧場内に車両が進入しないようにする。
- 牧場内に駐車する場合は、牧場で作業する車両と来場者用の車両を区分するような対策（駐車場）を講じる。区分ができない場合は、噴霧器（簡易のポンプ噴霧器でも可）などで車両の消毒を行う。

解説：

1. 牧場の外部から病原微生物を持ち込む要因のひとつとして、外来者が乗ってきた車が考えられる。
2. 外来者が乗ってきた車は、牧場の外に駐車するようにする。やむをえず、牧場内に駐車する場合は、牧場で作業する車両と来場者用の車両を区分するような対策（駐車場）を講じる。
3. 牧場内に進入する必要がある飼料運搬車、集乳車、家畜運搬車用に牧場の出入口に車両消毒用の水槽を設置する。設置ができない場合は、動力噴霧機を用意して、車両を洗淨・消毒する。
4. また、牛舎周囲、駐車場、通行路に消石灰を定期的に散布する。

2. 「広がらせない」＝「牧場内でのまん延を防ぐ」

(1) 外来者対策

- 来場者が牧場内で病原微生物を「広がらせない」方法として、来場者の通行が、一方通行となるような動線を確保する。

※ 要所での踏み込み消毒槽の設置

- 汚れた靴で、飼槽側にいかないように動線を確保する。

(2) 牧場内での対策

- 飼養する牛の健康観察を毎日丁寧に行い、「おかしいな」と思ったら、獣医師に連絡する。

- 牛舎内を整理・整頓し、清潔に保つ。糞を落ちたままにしない。

- ネズミ、ハエ、ゴキブリなどの駆除を行う。

- 定期的な牛床の清掃と消毒を徹底する。

- 呼吸器病、下痢、サルモネラなどのワクチン接種を定期的に行う。

3. 「持ち出させない」＝「感染拡大を未然に防ぐ」

- 外来者が牛やその排泄物・分泌物と接触したことにより、病原微生物の伝播者になる可能性があるため、手、靴（靴底）、衣類などの消毒を行う。

- 牧場で使用した衣類、長靴等は外に持ち出さないことが望ましい。
これができない場合は、長靴などはきれいに洗浄（特に靴底）及び消毒をおこない、衣類は直ちに着替、脱いだ衣類はビニール袋に入れ、早めに洗濯する。

解説：

これまで、病原微生物を牧場に「持ち込ませない」「広がらせない」対策を説明してきたが、次に大事なのは、牧場の外に「持ち出させない」ことであり、これは「持ち込ませない」のうち（２）の外来者対策を、牧場の外に出る際に、再度徹底する必要がある。
感染が確認された場合は、家畜伝染病法に基づく適切な処置を迅速に実施する必要がある。

4. その他の対策

- 外来者の把握、氏名（連絡先）を記帳しておくこと。

- 搾乳体験前後の手洗い、または手袋をつけるようにする。

以 上

参考資料

1. 乳用牛における一般的衛生管理マニュアル

2. 農場への口蹄疫の侵入を防ぐために
～消毒薬の作り方と使い方～

3. 動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003
追補版
ふれあい動物施設等における衛生管理に関するガイドライン

4. 手洗いの方法